

食品表示政策の現状

令和2年4月

消費者庁食品表示企画課

1. 食品表示法について

①食品表示法の概要

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設。

目的等

○法の目的

- ・食品表示の適正を確保し、消費者の利益の増進を図るとともに、国民の健康の保護及び増進、食品の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与すること

○基本理念

- ・消費者の権利(安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供)の尊重と消費者の自立の支援を基本
- ・食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響、食品関連事業者間の公正な競争の確保に配慮

食品表示基準の策定等

消費者が食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するため、以下について、食品表示基準を策定

- ① 名称、アレルギー、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が表示すべき事項
- ② 表示の方法その他を表示する際に遵守すべき事項

食品表示基準の遵守

食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない。

指示等

- 内閣総理大臣(食品全般)、農林水産大臣(酒類以外の食品)、財務大臣(酒類)は食品表示基準に違反した食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、遵守事項を遵守すべき旨を指示、その旨を公表。
- 内閣総理大臣は指示を受けた者が、正当な理由なく指示に従わなかったときは、命令。また、緊急の必要があるとき、食品の回収等や業務停止を命令、その旨を公表。

立入検査等

違反調査のため必要がある場合、立入検査、報告徴収、書類等の提出命令、質問、収去

食品リコールの届出

- 食品関連事業者等は、食品の安全性に関する食品表示基準に従った表示がされていない食品の自主回収を行う場合、行政機関へ届出、その旨を公表。
※2021年6月1日施行。

内閣総理大臣等に対する申出等

- 何人も、食品の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは内閣総理大臣等に申出可
- 適格消費者団体には、著しく事実と相違する表示行為・おそれへの差止請求権

(参考)食品表示基準(内閣府令)

- 食品表示法に基づき、加工食品、生鮮食品、添加物の区分ごとに具体的な表示ルールを規定
- 生鮮食品については平成28年9月30日まで、加工食品及び添加物については令和2年3月31日まで経過措置期間を措置

②食品表示法の一部を改正する法律の概要(食品リコール届出制度の創設)

改正前の制度の課題

※令和3年6月1日から施行予定

- 食品関連事業者等が食品の自主回収(リコール)を行う場合、食品表示法では、食品リコール情報を行政機関に届け出る仕組みがない。

(※一部の地方公共団体は、条例等に基づき、食品リコール情報を届出させている。)

- 食品衛生法では食品リコール情報の届出を制度として位置付け(平成30年6月13日改正法公布、公布後3年以内に施行予定)。
- アレルゲン等の安全性に関わる食品表示法違反による食品リコール届出について早急に検討することを国会で決議。

[平成30年4月 参・厚労委 **附帯決議**(食品衛生法等一部改正法案)]

改正の概要

- 食品関連事業者等が食品の安全性に関する食品表示基準に従った表示がされていない食品の自主回収を行う場合、行政機関への届出を義務付け。

※届出対象となる食品表示基準違反:アレルゲン、消費期限などの欠落や誤表示

- 当該届出に係る食品リコール情報については、行政機関において消費者に情報提供(公表)。
- 届出をしない又は虚偽の届出をした者は罰金。

改正の効果

- 食品リコール情報の消費者への一元的かつ速やかな提供により、対象食品の喫食を防止し、健康危害を未然に防ぐ。
- 行政機関によるデータ分析・改善指導を通じ、食品表示法違反の防止を図る。

※食品衛生法及び食品表示法一体での食品リコール情報の届出制度の円滑かつ齟齬のない運用を図る。

＜届出から公表までのイメージ＞

食品リコール情報を届出
(システムに入力)

食品関連事業者等

流通食品の食品表示法違反を
探知し、自主回収に着手

自主回収届出情報(例)	
名称	〇〇〇
賞味期限	〇年〇月〇日
製造者	(株)消費商店
自主回収の理由	「かに」のアレルゲン表示の欠落
健康への影響	「かに」にアレルギを有する人が、じんましん、呼吸困難等のアレルギー症状を発症することがある
画像	表示枠内の写真等
....	

届出

都道府県等※

※政令で委任予定

報告

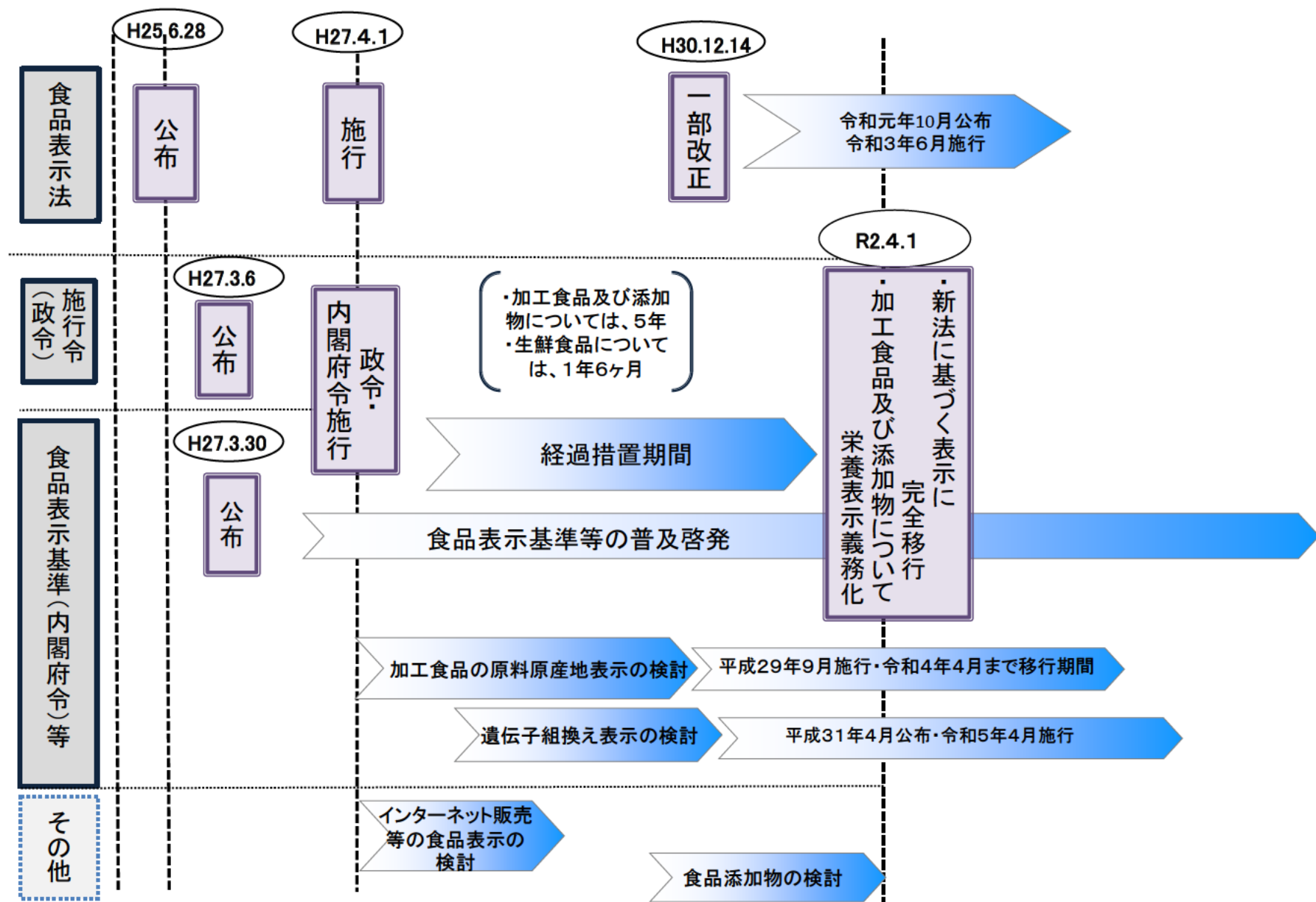
国(消費者庁)

公表

消費者

※届出から公表までをシステムで一体的に運用することにより、事務手続の効率化が期待。

③新たな食品表示制度の施行に関するタイムスケジュール



2. 加工食品の義務表示制度

○主な義務表示事項は、以下のとおり。

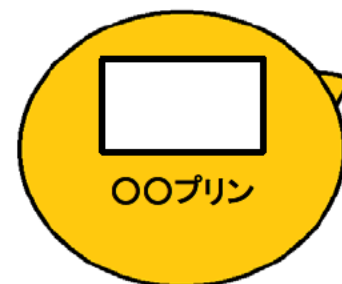
横断的義務表示

特定の商品に
義務表示

<表示例>

名称	その内容を表す一般的な名称を表示
原材料名	使用された原材料を重量順に全て表示
添加物	使用された添加物は重量順に全て表示 ※原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができる。
内容量	内容重量、内容体積、内容数量又は固形量等を表示
消費期限又は賞味期限	
保存方法	期限表示の保存条件を具体的に表示
食品関連事業者の氏名 又は名称及び住所	食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示
製造所等の所在地及び 製造者等の名称等※	国内製造品又は国内加工品にあつては製造所又は加工所、輸入品にあつては輸入者について住所(所在地)・氏名(法人の場合は法人名)を表示 ※原則として同一製品を2以上の工場で製造する場合に限り製造所固有記号で代替可
アレルギー表示	小麦、卵等7品目の原材料及び添加物について表示を義務付け。
原産国名	輸入品が、表示対象
栄養成分表示	エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム(「食塩相当量」で表示)の5項目を表示
原料原産地名	国内で製造・加工された全ての加工食品が、表示対象
遺伝子組換え	対象加工食品33品目について、遺伝子組換え又は遺伝子組換え不分別である対象農産物が含まれる場合はその旨を表示。

名称	洋生菓子
原材料名	卵(国産)、砂糖、生乳、植物油脂、乳製品、カラメルソース、ゼラチン
添加物	香料、乳化剤、pH調整剤、増粘多糖類
内容量	130g
賞味期限	2019年10月31日
保存方法	要冷蔵(10℃以下)
販売者	株式会社〇〇 東京都〇〇市××町1-2
製造所	株式会社△△ さいたま工場 埼玉県〇〇市△△町



○上記のほかに、品目によって、個別に義務付けされている事項もある。

(例)

品 目：ふぐを原材料とするふぐ加工品

表示事項：ロットが特定できるもの(加工年月日、ロット番号等)、原料ふぐの種類、生食用であるかないかの別 等

①食品添加物表示

○ 原則として、使用した全ての添加物を「物質名※1」で食品に表示。

表示例

原材料名：小麦粉、砂糖、植物油脂（大豆を含む）、鶏卵、アーモンド、バター、
異性化液糖、脱脂粉乳、洋酒、でん粉

添加物※2：ソルビトール、膨張剤、香料、乳化剤、着色料（カラメル、カロテン）、
酸化防止剤（ビタミンE、ビタミンC）

＜例外＞

一括名表示

用途名併記

添加物表示の例外

添加物表示部分

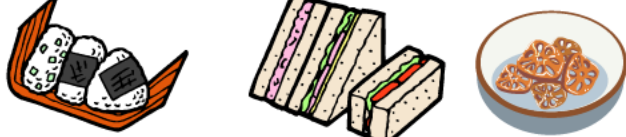
一括名で表示可	複数の組合せで効果を発揮することが多く、個々の成分まで全てを表示する必要性が低いと考えられる添加物や、食品中にも常在する成分であるため、一括名で表示しても表示の目的を達成できるために認められている。ただし、次長通知において列挙した添加物を、示した定義にかなう用途で用いる場合に限る。 例：飲み下さないガムベース、通常は多くの組合せで使用され添加量が微量である香料、主に調味料として使用されるアミノ酸のように食品中にも常在成分として存在するもの等	イーストフード、ガムベース、かんすい、酵素、光沢剤、香料、酸味料、調味料、豆腐用凝固剤、苦味料、乳化剤、pH調整剤、膨張剤、チューインガム軟化剤
用途名併記	消費者の関心が高い添加物について、使用目的や効果を表示することで、消費者の理解を得やすいと考えられるものは、用途名を併記する。 例：甘味料（サッカリンNa）、着色料（赤色3号）、保存料（ソルビン酸）	甘味料、着色料、保存料、増粘剤、酸化防止剤、発色剤、漂白剤、防かび剤
表示不要	最終食品に残存していない添加物や、残存してもその量が少いため最終食品に効果を発揮せず期待もされていない添加物等については、表示が不要。	加工助剤、キャリアーオーパー、栄養強化の目的で使用※3

※1 物質名は、簡略名等を用いることができる。

※2 原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができる。

※3 特別用途食品、機能性表示食品については表示が必要。また、食品表示基準別表第4で別途定める表示を要する食品もある。

②期限表示(消費期限・賞味期限)について

	意味	表示がされている食品の例
賞味期限	<u>おいしく食べることができる期限(best-before)</u> 定められた方法により保存した場合に、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限。 ただし、当該期限を超えた場合でも、これらの品質が保持されていることがある。	菓子、カップめん、缶詰 
消費期限	<u>期限を過ぎたら食べない方がよい期限(use-by date)</u> 定められた方法により保存した場合、腐敗、変敗その他の品質(状態)の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限。	弁当、サンドイッチ、惣菜 

<表示例>

名 称 いちごジャム

原材料名 いちご、砂糖、...

内 容 量 400g

賞味期限 枠外下部に記載

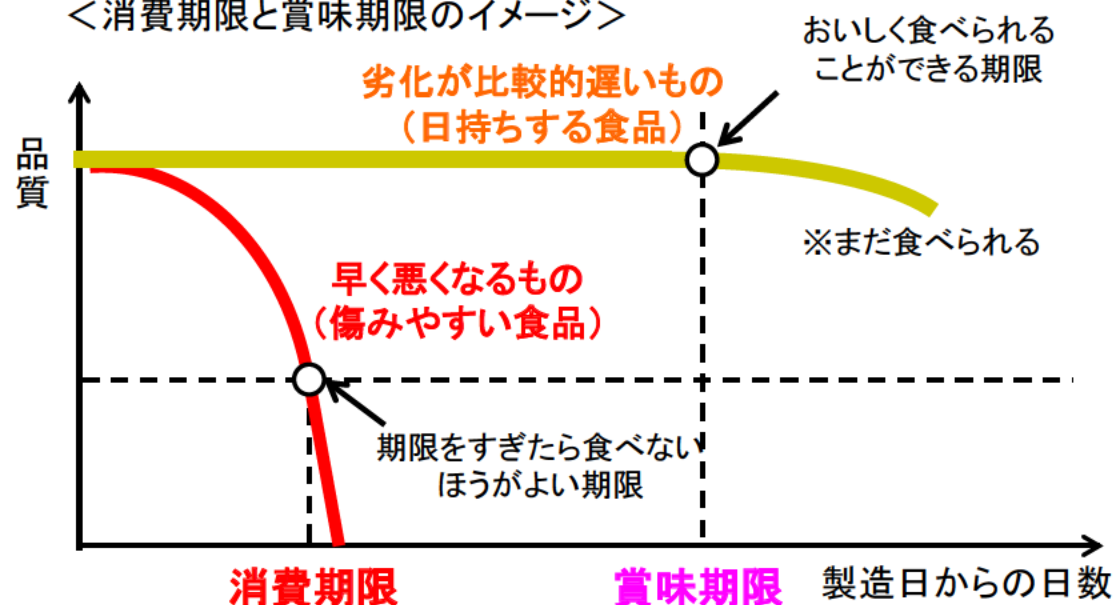
保存方法 直射日光を避け、常温で保存

製 造 者 ○○株式会社

東京都千代田区△△

賞味期限 2020.12.31

<消費期限と賞味期限のイメージ>



③アレルギー表示

- 特定のアレルギー体質をもつ消費者の健康危害の発生を防止する観点から、過去の健康危害等の程度、頻度を考慮し、加工食品等へ特定原材料を含む旨の表示を規定。

【主な食物アレルギーの症状】

軽い症状：かゆみ、じんましん、唇や臉の腫れ、嘔吐、喘鳴
重篤な症状：意識障害、血圧低下などのアナフィラキシーショック

特定原材料等

特定原材料等の名称		理 由	表示の義務
特定原材料	えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生	特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いもの	表示義務
特定原材料に準ずるもの	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、	症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べると少ないもの	表示を奨励（任意表示）

表示例

（アレルゲンの表示は、原則、個別表示。例外として、一括表示も可。）

【個別に表示する場合】

原材料名：じゃがいも、にんじん、ハム（卵・豚肉を含む）、マヨネーズ（卵・大豆を含む）、たんぱく加水分解物（牛肉・さけ・さば・ゼラチンを含む）／調味料（アミノ酸等）

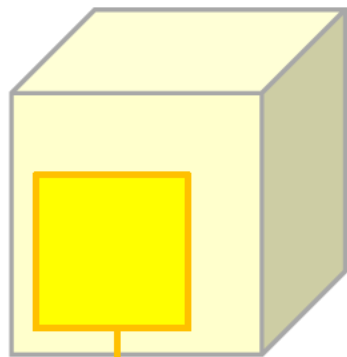
【一括して表示する場合】

原材料名：じゃがいも、にんじん、ハム、マヨネーズ、たんぱく加水分解物／調味料（アミノ酸等）、（一部に卵・豚肉・大豆・牛肉・さけ・さば・ゼラチンを含む）

④栄養成分表示

- 食品関連事業者に対し、原則として、全ての消費者向けの加工食品及び添加物への栄養成分表示を義務付け。

＜表示例＞



＜適用対象＞
容器包装

栄養成分表示(1包装(2個)当たり)

熱量	483kcal
たんぱく質	17g
脂質	23g
炭水化物	52g
糖質	49g
食物繊維	3g
食塩相当量	3.6g
鉄	1.4mg

＜栄養表示をする際の必要表示事項＞

【義務】

エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム(「食塩相当量」で表示)

【任意(推奨)】

飽和脂肪酸、食物繊維

【任意(その他)】

糖類、糖質、コレステロール、ビタミン・ミネラル類等

⑤原料原産地表示

※平成29年9月1日施行。

経過措置期間は令和4年3月まで。

表示対象加工食品：

国内で製造した全ての加工食品

(ただし、外食、いわゆるインストア加工等を除く。)

表示対象原材料：

製品に占める重量割合上位1位の原材料

その他：

- 義務表示は、食品の容器包装に表示する。
- 「又は表示」や「大括り表示」等をした場合は、インターネットなどにより、自主的に補足的な情報開示に努める。
- 制度内容や用語の意味等について、消費者啓発を推進する。

表示方法：

原則、国別重量順に表示

例：(A国、B国)
(A国、B国、その他)

実行可能性を踏まえ、認められる条件、誤認防止への対応を定めた上で、以下の規定を導入

又は表示

国別重量順表示を行った場合に、産地切替えなどのたびに容器包装の変更が生じると見込まれる場合

例：(A国又はB国)
(A国又は国産)
(A国又はB国又はその他)
と表示しても可

過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記

大括り表示

例：(輸入)
(輸入、国産)
と表示しても可

国別重量順表示を行った場合に、3以上の外国の産地表示に関して、産地切替えなどのたびに容器包装の変更が生じると見込まれる場合

**大括り表示＋
又は表示**

例：(輸入又は国産)
と表示しても可

過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記

「大括り表示」を用いても産地切替えなどのたびに容器包装の変更が生じると見込まれる場合

中間加工原材料の製造地表示

対象原材料が中間加工原材料である場合

例：(A国製造) (国内製造)

※生鮮原材料まで遡って表示できる事業者は、表示しても可

※製造地表示においても、国別重量順表示を原則としつつ、又は表示など上記の考え方を準用

⑥遺伝子組換え表示

- 遺伝子組換え農作物の安全性には問題がない(食品衛生法)。
- 表示について、平成13年から義務表示制度開始(現在は食品表示法)。
 - ・ 8農産物(※1)及び33加工食品群(※2)が義務表示の対象。
 - ・ 加工後に組み換えられたDNA等が検出できない食品は義務表示の対象外(しょうゆ、植物油等)。

義務表示の例

遺伝子組換え農産物を区別している場合



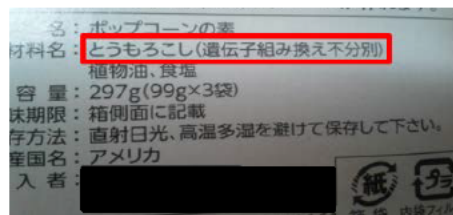
「パパイヤ(遺伝子組換え)」など



遺伝子組換え農産物と遺伝子組換えでない農産物を区別しない(不分別)場合



「とうもろこし(遺伝子組換え不分別)」など

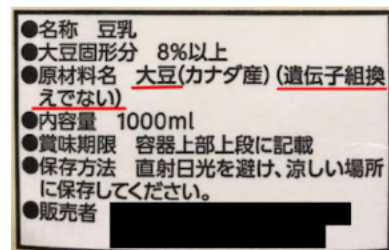


任意表示の例

遺伝子組換えでない農産物を区別している場合(33加工食品群以外の食品であっても同様に表示することが可能)



「大豆(遺伝子組換えでない)」など



※1 大豆、とうもろこし、ばれいしょ、アルファルファ、てん菜、なたね、綿実、パパイヤ。
現在、日本国内において、食用栽培はない。

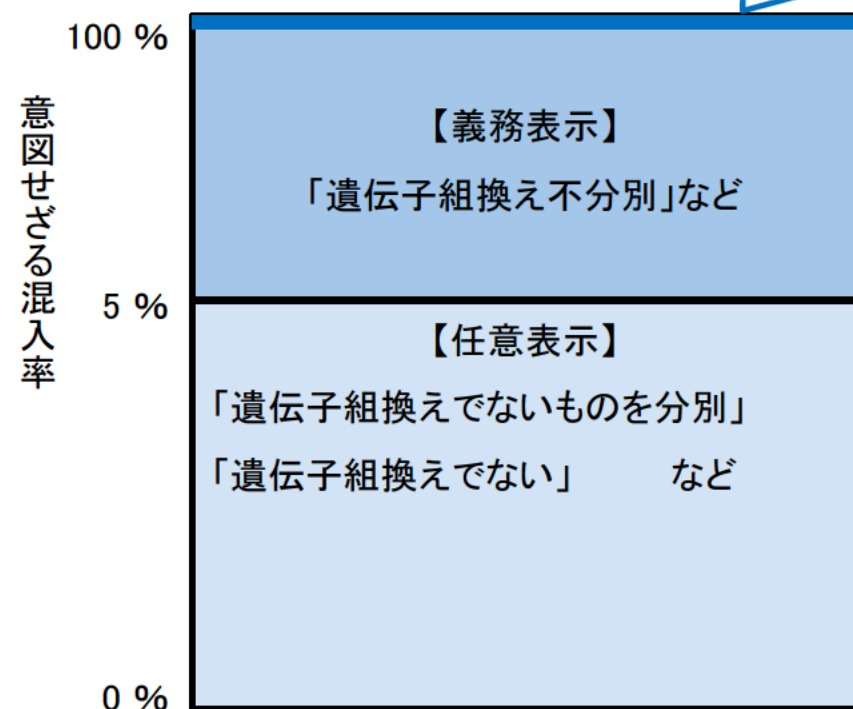
※2 加工後に組み換えられたDNA等が検出できる食品(豆腐、とうもろこし缶詰等)

⑦遺伝子組換え表示の改正の概要

現行の制度のうち、任意表示に関して食品表示基準を改正し、

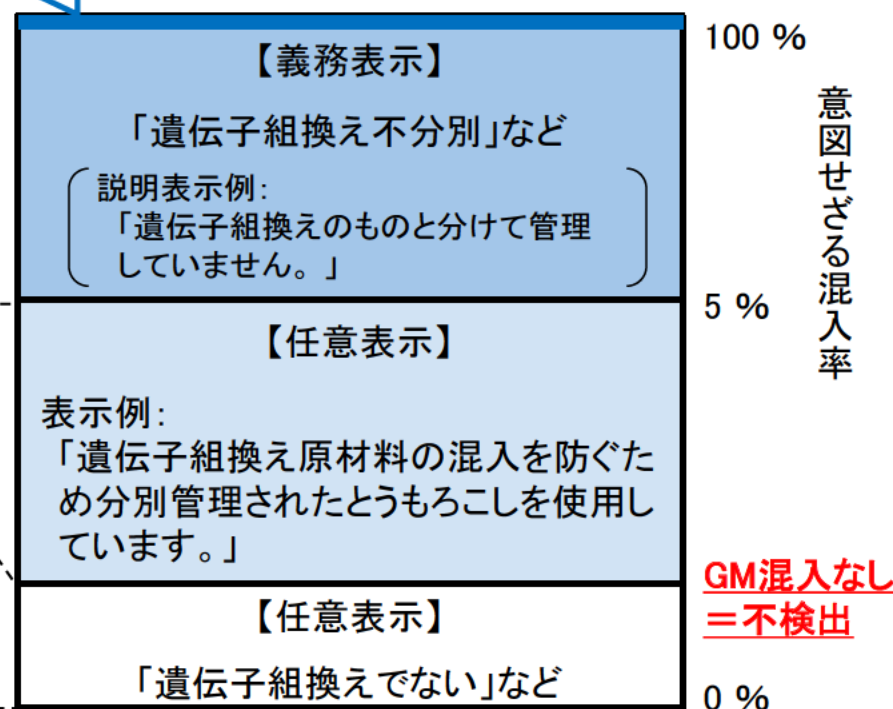
- i) 分別生産流通管理を実施し、遺伝子組換え農産物の混入を5%以下に抑えているものについては、適切に分別生産流通管理している旨、事実を即した表示を、
- ii) さらに、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる場合には「遺伝子組換えでない」旨の表示を認めることとした(令和5年4月1日施行)。

<現行の表示制度>



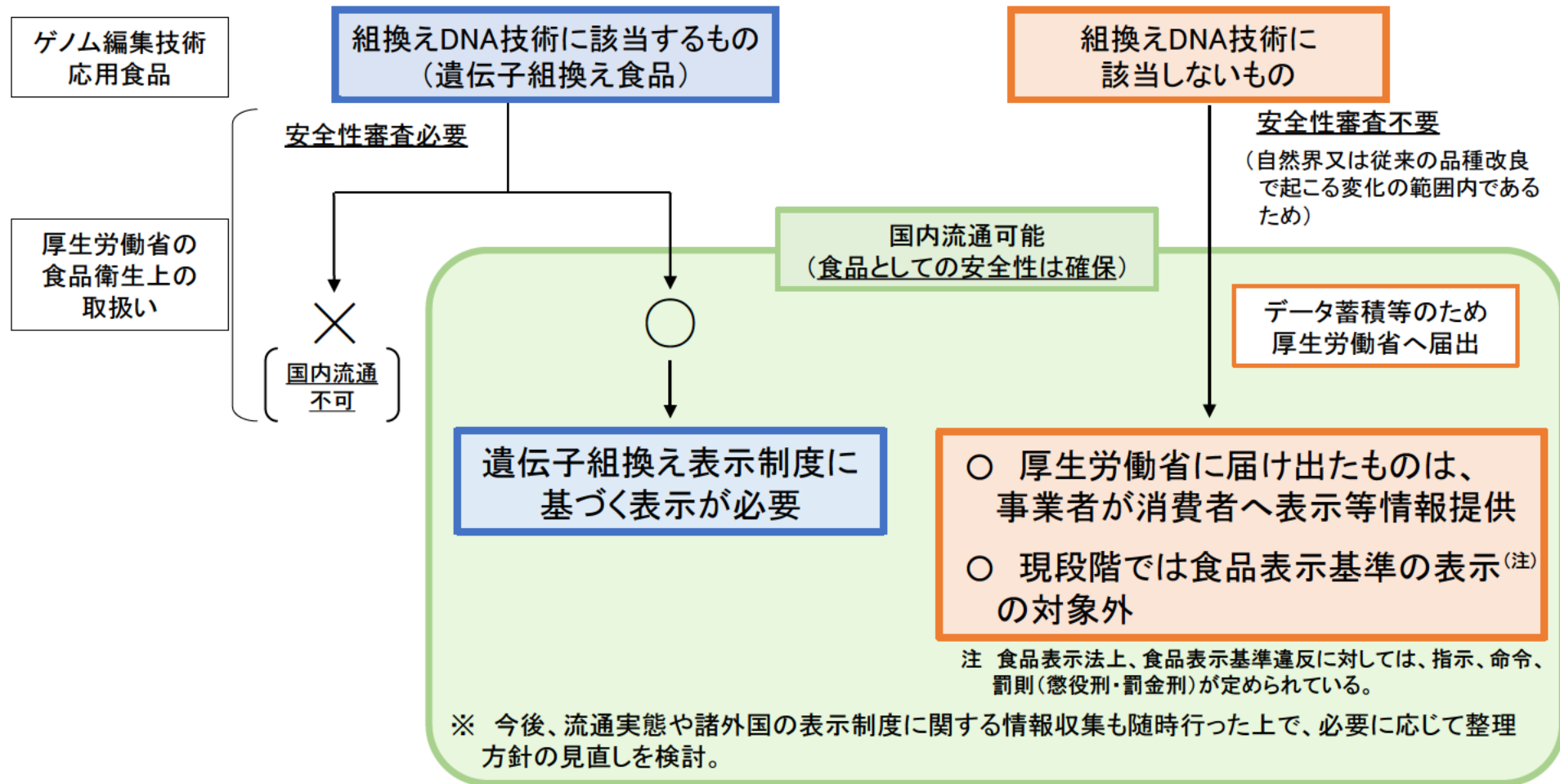
【義務表示】「遺伝子組換え」など

<改正後の制度>



(注)「遺伝子組換え」表示及び任意表示については、事業者が分別生産流通管理を行っていることが前提。

3.ゲノム編集技術応用食品の表示について



(考え方)

- ①外来遺伝子等が残存しないものは、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものか、科学的に判別不能。
- ②また、現状、国内外において、ゲノム編集技術応用食品に係る取引記録等の書類による情報伝達の体制が不十分。
- ③消費者の中には、ゲノム編集技術応用食品に対し、選択のための表示を求める声。

4. 食品の機能性表示制度

食品

医薬品

健康食品を始めとする加工食品
農林水産物

「その他
健康食品」

トクホ

【特定保健用食品】

許可制

保健の機能の表示ができる
(例) おなかの調子を整えます。



オリゴ糖
キシリトール 等

(平成3年度～)

許可等件数: 1074件 (28年間)

うち販売件数: 366件

平成28年9月27日時点

【機能性表示食品】

事前届出制

企業等の責任において
保健の機能の表示ができる
(例) 睡眠の質の向上に役立ちます。

(平成27年度～)

届出公表件数: 2568件 (5年間)
(うち、東京、大阪、愛知以外: 1016件)
(うち、生鮮食品: 62件)

【栄養機能食品】

許可・届出不要

(栄養成分の補給のために利用される食品)

栄養成分の機能が表示される
(例) カルシウムは、骨や歯の形成に必要な
栄養素です。

ビタミン
ミネラル 等

(平成13年度～)

(令和2年3月31日時点)

・医療用医薬品
・一般用医薬品

医薬部外品

①機能性表示食品の届出状況について

公表の状況

令和2年3月31日時点

※撤回された届出を除く。

1) 公表件数

2568件

(参考) 特定保健用食品許可等件数 1074件

2) 食品形態別公表件数

うち販売件数 366件

平成28年9月27日現在

サプリメント形状の加工食品

1271件

その他加工食品

1235件

生鮮食品

62件

3) 届出者の所在地

東京、大阪、愛知

1552件

(東京1039件、大阪398件、愛知115件)

上記以外 (44道府県)

1016件

北海道42件、青森5件、岩手2件、宮城5件、秋田4件、山形2件、福島6件、茨城1件、栃木3件、群馬21件、埼玉38件、千葉44件、神奈川55件、新潟10件、富山25件、石川1件、福井4件、山梨6件、長野28件、岐阜36件、静岡124件、三重6件、滋賀1件、京都57件、兵庫78件、奈良3件、和歌山11件、鳥取11件、島根3件、岡山31件、広島26件、山口3件、徳島4件、香川19件、愛媛14件、高知6件、福岡189件、佐賀4件、長崎5件、熊本25件、大分14件、宮崎5件、鹿児島27件、沖縄12件

②機能性表示食品制度の基本的な考え方

従前の課題

【栄養機能食品】

栄養成分に限定されている。

【特定保健用食品】

食品ごとに有効性や安全性に係るヒト試験が必須であるため、許可手続に時間と費用がかかる。
⇒中小事業者にはハードルが高い。

「規制改革実施計画」「日本再興戦略」 (平成25年 6月14日閣議決定)

- 加工食品及び農林水産物について、**企業等の責任で科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策**を検討、平成27年3月末までに実施
- 検討に当たっては、**米国のダイエタリーサプリメントの表示制度を参考**
- 安全性の確保も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭

【特定保健用食品(トクホ)の仕組み】

事前個別許可制度

- ・一つ一つの食品ごとに事前許可

ヒト試験が必須

- ・費用と時間の負担

生鮮食品の実績はなし

- ・既許可品は加工食品のみ

【機能性表示食品制度の基本的な考え方】

「事後チェック制度」を導入

＜導入のためのポイント＞

- ① 安全性の確保(十分な食経験があること)
- ② 機能性の科学的根拠の明確化
- ③ 届出制による事業者把握、事故情報収集、買上げ調査・収去試験

「文献評価(システマティック・レビュー)」も容認

事業者自らのヒト試験実施は不要

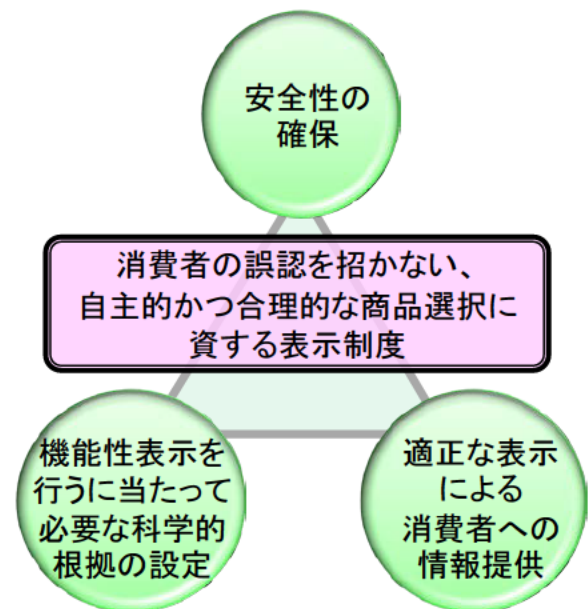
表示ルールを作成(特定保健用食品とほぼ同様)

「国が評価したものでない」旨を明記。

※医薬品と誤認される表示は新制度でも不可

「生鮮食品」でも表示を実現

事後チェック制度の下で、生鮮食品についても機能性表示が実現(外国にも例がない取組)



5. 食品添加物表示制度に関する検討会

「食品添加物表示制度に関する検討会」の設置

○食品添加物表示の在り方については、消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定)において個別課題として実態を踏まえた検討を行う事項と整理

○このため、「食品添加物表示制度に関する検討会」を設置し、消費者の表示の利活用の実態や、海外における食品添加物の表示制度等も踏まえ、今後の食品添加物表示の在り方について関係者の意見を幅広く伺い、検討

進め方及びスケジュール

食品添加物表示制度について、事業者による食品添加物に関する情報提供の実態や海外における食品添加物の表示制度等も参考に、事業者の実行可能性を確保しつつ、消費者が求める情報提供を可能とする制度設計の検討を進め、2019年度末を目途に取りまとめ

構成員

第1回検討会	平成31年4月18日
第2回検討会	令和元年5月30日
第3回検討会	令和元年6月27日
第4回検討会	令和元年8月29日
第5回検討会	令和元年9月20日
第6回検討会	令和元年11月1日
第7回検討会	令和元年12月19日
第8回検討会	令和2年1月27日
第9回検討会	令和2年2月27日

有田 芳子 主婦連合会 会長

稲見 成之 東京都 福祉保健局健康安全部 食品監視課長

上田 要一 一般社団法人 日本食品添加物協会 専務理事

浦郷 由季 一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事兼事務局長

大熊 茂 一般社団法人 全国スーパーマーケット協会
事業部教育研修課 調査役

坂田 美陽子 公益社団法人全国消費生活相談員協会 食の研究会副代表

佐藤 恭子 国立医薬品食品衛生研究所 食品添加物部長

武石 徹 一般財団法人食品産業センター 企画調査部 部長

中垣 俊郎 京都府立医科大学 大学院医学研究科
医療レギュラトリーサイエンス学 教授 (座長代理)

西島 基弘 実践女子大学 名誉教授(座長)

森田 満樹 消費生活コンサルタント

「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」の概要

現行制度の概要

○一括名、簡略名・類別名表示 / 用途名の表示

食品添加物は、物質名で表示する他、一部の添加物は、一括名等で表示が可能。

○無添加、不使用の表示

- ・消費者の誤認を招く無添加表示の存在
- ・具体的な表示禁止事項の解釈を示す通知が不明確。
- ・「人工甘味料」、「合成保存料」等の用語が無添加表示のためだけに使用。

○栄養強化目的で使用した添加物の表示

- ・一部の食品(ジャム類等)を除き、表示が不要。

○普及、啓発、消費者教育

- ・食品添加物やその表示に関し、消費者の理解が進んでいない。

今後の整理の方向性

物質名等で表示を求める消費者からの要望

- ・見やすさ、なじみがある、表示可能面積不足等から、**現行制度を維持。**
- ・使用した個々の物質や目的について、事業者が消費者へ自主的な情報提供を実施。

- ・表示禁止事項を明確化するため、**「無添加表示」に関するガイドラインを策定。**

- ・消費者の誤認を防止する観点から、**「人工」、「合成」の用語を削除。**

- ・消費者の分かりやすさの観点から、**原則全ての加工食品に表示する方向で検討。**

- ・事業者の影響等の調査や消費者委員会食品表示部会の「表示の全体像」も踏まえる必要。

- ・行政機関、消費者、事業者団体が**連携し**、対象とする**世代に応じたアプローチ**を実施。